

学生意見箱質問株式会社エイジ・エンタテインメント運営 HP 上掲載の「京大ミスコンテスト 2024」というイベントにおける京都大学の名義使用に関する質問

【ご意見・ご要望】(投稿日:2025年1月23日)

株式会社エイジ・エンタテインメントが運営する MISCOLLE という HP 上で、京大ミス・ミスター事務所というところが主催で「京大ミスコンテスト 2024」というイベントが開催されています。

(「メール本文に学外のサイトの URL を貼り付けるなどの行為は行わないこととする」という学生意見箱 運用方針に従い、イベントの URL は掲載しておりません)

この「京大ミスコンテスト 2024」について、下記の 8 つの質問について京都大学担当部局にご見解を回答いただきたく存じます。

質問 1. 「京都大学の名義並びにエンブレム、ロゴタイプ及びスクールカラーに関する規程 平成 21 年 10 月 20 日総長裁定制定」第 12 条に「第 8 条から第 11 条までの規定に基づき、本学の名義等を使用する者(以下「使用者」という。)以外の者は、本学の名義等を使用してはならない。」とありますが、「株式会社エイジ・エンタテインメント」「京大ミス・ミスター事務所」なる組織は、「京都大学の名義並びにエンブレム、ロゴタイプ及びスクールカラーに関する規程」第 8 条～第 11 条の規定に基づき、「京都大学」「京大」の名義について使用する使用者でしょうか。

質問 2. 「京大ミスコンテスト 2024」は、「京都大学の名義並びにエンブレム、ロゴタイプ及びスクールカラーに関する規程」第 8 条～第 11 条の規定に基づき、使用されたものでしょうか。

質問 3. 「株式会社エイジ・エンタテインメント」「京大ミス・ミスター事務所」および「京大ミスコンテスト 2024」が、「京都大学の名義並びにエンブレム、ロゴタイプ及びスクールカラーに関する規程」第 8 条～11 条の規定に基づいた使用者、使用である場合、京都大学担当部局は、どのような経緯で許可されたのでしょうか。

質問 4. 「株式会社エイジ・エンタテインメント」「京大ミス・ミスター事務所」および「京大ミスコンテスト 2024」が、「京都大学の名義並びにエンブレム、ロゴタイプ及びスクールカラーに関する規程」第 8 条～11 条の規定に基づいた使用者、使用である場合、京都大学担当部局は、この「京大ミスコンテスト 2024」が営利目的ではないと考えられている、という理解でよろしいでしょうか。

質問 5. 「株式会社エイジ・エンタテインメント」「京大ミス・ミスター事務所」および「京大ミスコンテスト 2024」が、「京都大学の名義並びにエンブレム、ロゴタイプ及びスクールカラーに関する規程」第 8 条～11 条の規定に基づいた使用者、使用で無い場合、京都大学担当部局は、同規程第 14 条の定めに従って、「株式会社エイジ・エンタテインメント」「京大ミス・ミスター事務所」および「京大ミスコンテスト 2024」に、京都大学、京大の名義の使用中止を求める意向はお持ちでしょうか？

質問 6. 「株式会社エイジ・エンタテインメント」「京大ミス・ミスター事務所」および「京大ミスコンテスト 2024」が、「京都大学の名義並びにエンブレム、ロゴタイプ及びスクールカラーに関する規程」第 8 条～11 条の規定に基づいた使用者、使用で無く、同規程第 14 条の定めに従って、「株式会社エイジ・エンタテインメント」「京大ミス・ミスター事務所」および「京大ミスコンテスト 2024」に、京都大学、京大の名義の使用中止を求められる場合、いつまでに対応を予定されていますでしょうか。

質問 7. 「株式会社エイジ・エンタテインメント」「京大ミス・ミスター事務所」および「京大ミスコンテスト 2024」が、「京都大学の名義並びにエンブレム、ロゴタイプ及びスクールカラーに関する規程」第 8 条～11 条の規定に基づいた使用者、使用で無く、同規程第 14 条の定めに従って、「株式会社エイジ・エンタテインメント」「京大ミス・ミスター事務所」および「京大ミスコンテスト 2024」に、京都大学、京大の名義の使用中止を求めたものの、先方がこれに従わない場合は、京都大学担当部局において法的措置を取るお考えはありますか。

質問 8. 「株式会社エイジ・エンタテインメント」「京大ミス・ミスター事務所」および「京大ミスコンテスト 2024」が、「京都大学の名義並びにエンブレム、ロゴタイプ及びスクールカラーに関する規程」第 8 条～11 条の規定に基づいた使用者、使用で無く、同規程第 14 条の定めに従って、「株式会社エイジ・エンタテインメント」「京大ミス・ミスター事務所」および「京大ミスコンテスト 2024」に、京都大学、京大の名義の使用中止を求めたものの、先方がこれに従わず、京都大学担当部局において法的措置を取る場合、いつまでに対応を予定されていますでしょうか。

【回答】(回答日:2025 年 2 月 6 日)

(回答部署: 広報課)

本件については、本学が名義等の使用を許可した事実はありません。今後、事実確認をしつつ対応を検討していきます。